

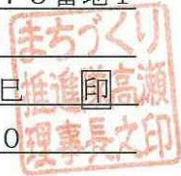


様式第16号（第12条関係）

平成26年4月24日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2373番地1
団体の名称 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高木 知 巳
電話番号 0875-73-3410



地域内分権推進交付金実績報告書

平成25年4月25日付け三政地第56号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 9,837,480円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

平成25年度 事業報告書

(平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日)

団体の名称 まちづくり推進隊高瀬

1 事業の成果

三豊市田園都市推進課の支援をいただきながら、初年度の推進の体制整備を行った。まちづくり推進隊高瀬として、まちづくり総会をはじめ、まちづくり座談会を3回開催し、まちの課題や町民のための事業等が協議できた。自主事業は当初の3事業から9事業にまで増え、町民のための健康づくりや環境づくり、「高瀬百景」絵はがきづくり等地域の歴史・文化の伝承事業によって、人とのつながりを含め自主活動ができた。

更には防災担当による防災講演会や防災実技講習会を実施したことにより、町民全体としての防災意識向上のきっかけとなった。

また、会員においては101名の登録となり、当初目標の100名を達成した。年齢層が高いのが課題であるが、女子高生2名の若い会員が加入し、今まで以上にまちづくり活動の推進にいい刺激となった。

2 総会、理事会、役員会の開催状況

(総会)

会議名	まちづくり推進隊高瀬総会 於：改善センター3階ホール		
開催日時	平成25年4月20日(土) 19:00~21:00	出席状況	会員73名中 38名出席
議事内容	① 平成25年度事業報告及び収支決算報告について ② 平成25年度会計監査報告について ③ 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ④ 議事録署名人の選任について		

(理事会)

会議名	第1回 理事会 於：西館第3会議室 以下同会場		
開催日時	平成25年4月9日(火) 19:00~21:00	出席状況	理事11人 監事1人
議事内容	① 事務局職員と事務内容について ② 委譲業務の総会(自治会、地区衛生)について ③ まちづくり総会について		

会議名	第2回 理事会		
開催日時	平成25年5月7日(火) 19:00~21:00	出席状況	理事11人 監事2人
議事内容	① 議事録署名人の承認について(理事出席者で2名の輪番制) ② まちづくり推進隊事業説明について ③ 25年度予算と各事業提案者の進め方について		

会議名	第3回 理事会		
開催日時	平成25年6月4日（火）19：00～21：00	出席状況	理事8人 監事0人
議事内容	① まちづくり推進新事業の説明会と認定について ② まちづくり推進事業の事務処理説明会の内容について ③ まちづくり座談会の進め方について ④ まちづくり新聞第2号の掲載内容について		

会議名	第4回 理事会		
開催日時	平成25年7月2日（火）19：00～21：00	出席状況	理事9人 監事1人
議事内容	① 理事の事業分担について ② 第2回まちづくり座談会について ③ 高瀬空射矢GION夏まつりについて ④ まちづくり新聞第2号発行について ⑤ まちづくり推進隊研修視察について		

会議名	第5回 理事会		
開催日時	平成25年8月6日（火）19：00～21：00	出席状況	理事8人 監事1人
議事内容	① 理事の事業分担について ② まちづくり推進事業活動の結果と今後について ③ まちづくり進隊高瀬の研修視察について		

会議名	第6回 理事会		
開催日時	平成25年9月6日（火）19：00～21：00	出席状況	理事9人 監事0人
議事内容	① 会員の各事業等の募集案内について ② 目的4事業の今後の運営について ③ まちづくり事業の進捗状況について		

会議名	第7回 理事会		
開催日時	平成25年10月1日（火）19：00～21：00	出席状況	理事9人 監事1人
議事内容	① まちづくり推進のNPO法人化について（説明） ② 第3回まちづくり座談会について ③ 地域住民の親睦を深める事業の提案について		

会議名	第8回 理事会		
開催日時	平成25年11月12日（火）19：00～21：00	出席状況	理事11人 監事2人
議事内容	① 地域住民の親睦を深める事業の提案について ② まちづくり推進のNPO法人化について（今後検討） ③ 第3回まちづくり座談会について		

会議名	第9回 理事会		
開催日時	平成25年12月3日（火）19：00～21：00	出席状況	理事12人 監事1人
議事内容	① 第3回まちづくり座談会の報告について ② これまでの取り組みの反省について		

会議名	第10回 理事会		
開催日時	平成25年1月14日（火）19：00～21：00	出席状況	理事9人 監事0人
議事内容	① 2月・3月の諸行事について ② まちづくり自主事業の年間の事業報告と決算報告について ③ 25年度のまちづくり事業活動の反省と課題について		

会議名	第11回 理事会		
開催日時	平成25年2月7日（金）19：00～21：00	出席状況	理事9人 監事0人
議事内容	① 現代国際巨匠展（チャリティ絵画展）の協力について ② まちづくり推進隊事業の進捗状況について ③ 2014安全・安心防災「講演会」、会員防災実技講習会について ④ 今年度の反省と次年度構想について		

会議名	第12回 理事会		
開催日時	平成25年3月4日（火）19：00～20：45	出席状況	理事9人 監事0人
議事内容	① 現代国際巨匠展の役割ボランティアの予定について ② 2014安全・安心防災実技講習会の役割について ③ まちづくり推進隊事業の次年度計画について		

実施日時	平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）			
実施場所	前記の通り			
受益者	理事（12名） 監事（2名） 役員（理事長・副理事長2）※事務局員2内 局長が理事兼務	従事人数	理事会延べ115名 （内監事延べ9名）	
決算額	収入額	357,000円	支出額	357,000円
	内訳	受取補助金 357,000円	内訳	役員議事報酬費 357,000円

(役員会)

事業名	まちづくり役員会	於：事務局室 以下同会場
事業内容	第1回役員会 3月25日（月）12：00～1時間程度、事務局室） ○第1回（4月）理事会について ○事務職員について ○座談会の運営について ○委譲業務の行事について（自治会、地区衛生） ○交付金について	
	第2回役員会 5月13日（月）10：00～同上 ○第2回（5月）理事会について ○まちづくり自主事業の説明、検討（健康づくり、ため池百選「国市池」） ○事務職員について	
	第3回役員会 6月26日（水）11：00～同上 ○第3回（6月）理事会について ○理事の事業分担について（主な4事業別に） ○高瀬パーキングエリア内の臨時販売モデル店について ○まちづくり新聞だい2号の内容について ○高瀬空射矢G I O N夏まつりについて ○まちづくりの研修地先について	
	第4回役員会 8月2日（金）15：00～同上 ○7月行事の反省について 主な内容：第2回まちづくり座談会、夏まつりなど ○第5回（8月）理事会について	
	第5回役員会 8月20日（火）16：30～同上 ○8月行事の反省について 主な内容：自主事業の進捗状況、上勝町の研修等 ○第6回（9月）理事会について	
	第6回役員会 9月17日（水）10：00～同上 ○第6回（9月）理事会について	

第6回役員会 9月25日（水）9：00～同上
 ○9月行事の反省について
 主な内容：上勝研修、中学生の職場体験、「高瀬百景」
 絵はがき等
 ○第7回（10月）理事会について
 ○第3回まちづくり座談会について
第7回役員会 10月29日（火）9：00～同上
 ○10月の行事反省について
 主なもの：委譲業務について（地区衛生研修等）
 ○第8回（11月）理事会について
 主なもの：NPO法人化、まちづくり支部の検討等
 ○第3回まちづくり座談会について
第8回役員会 11月29日（金）9：30～同上
 ○11月の行事反省について
 主なもの：まちづくりの親交事業ゴルフ大会、ため池百選
 「国市池」事業、楽しむ農業を考える会事業、第3回まちづ
 くり座談会等
 ○第9回（12月）理事会について
 ○防災「講演会」の準備について
第9回役員会 12月25日（水）9：00～同上
 ○12月の行事反省について
 主なもの：委譲業務（自治会研修、小・中学生の不法投棄
 防止啓発ポスター選定・掲示、年末警戒パトロール等）
 ○第10回（1月）理事会・役員会について
第10役員会 1月24日（金）9：00～同上
 ○1月の行事反省について
 主なもの：「高瀬百景」絵はがきの進捗状況、委譲業務等
 ○第11回理事会について
 ○監査について
第11回役員会 2月28日（金）11：15～同上
 ○2月の行事反省について
 主なもの：防災講演会、委譲業務（町内一斉清掃等）等
 ○第12回理事会について
 ○安全・安心防災実技講習会（3月16日）について
第12回役員会 3月20日（木）18：00～同上
 ○安全・安心防災実技講習会の反省について
 ○委譲業務（自治会、地区衛生等）について
 ○地域親交ゴルフ練習大会報告について
 ○次年度まちづくりの年間活動計画について

実施日時	平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）			
実施場所	前記の通り			
受益者	役員会 ・理事長 ・副理事長2 ・事務局員2内事務局 長が理事兼務)	従事人数	5名×12か月＝60名 内出席延べ57名 ※上記を含め年間活動 として	
決 算 額	収入額	748,000円	支出額	748,000円
	内訳	受取補助金748,000円	内訳	役員報酬費 748,000円

3 まちづくり事業報告 その1

事業名	まちづくり座談会
事業内容	<p>第1回座談会 4月6日（土）改善センター大ホール ○会員並びに各種団体・自治会の代表が参加。 ○アンケート調査を基に、町の実態について協議し、まちづくりについてグループ研修。</p> <p>第2回座談会 7月6日（土）改善センター大ホール ○会員並びに各種団体・自治会の代表が参加。 ○7自主事業の認定（認定証授与式）とそれぞれの事業の活動について情報交換。</p> <p>認定1 男女共同参画事業 // 2 高瀬町里山愛好会 // 3 楽しむ農業を考える会 // 4 「高瀬百景」絵はがきで文化を知ろう！ // 5 元気で長生き！健康づくり応援団 // 6 全国ため池百選「国市池」を美しくする会 // 7 檜谷ふるさと「麻城跡」を守る会 // 8 まちづくり地域親交事業（11月認定） // 9 地域伝統文化伝承事業（12月認定）</p> <p>○徳島県上勝町のまちづくりを学ぶ。</p> <p>第3回座談会 11月16日（土）西館大会議室 ○今回は、まちづくり会員で、次の内容について協議。</p> <p>① 会員のアンケート調査報告。 ・空き家活用 ・通学路整備 ・小物づくり ・防災事業 ・郷土料理 ・未来へ残し伝えるもの 等</p> <p>② 現在の8自主事業を含め、まちづくりを補うために、安全・安心防災、環境保全、健康福祉、地域住民親交の4グループ別で討議。</p> <p>○安全・安心防災グループ まず、防災に関する話を専門の方から聞く活動から。</p> <p>○環境保全グループ 各地域の協力者を募り、地域の里山の整備を支援。</p> <p>○健康・福祉グループ ・健康づくり出前講座を啓発。 ・新規事業として、小物づくりと郷土料理づくりの案。</p> <p>○地域親交グループ ・お茶の町高瀬を元気に ・婚活 ・世代間の意見交流の場 ・高瀬のふるさとを何かの形として残せないか ・スポーツ交流、綱引き、吹き矢、ラジオ体操等</p>

実施日時	前記			
実施場所	前記			
受益者	各種団体(56団体) 自治会(142団体) 会員(101名)	従事人数	第1回(40名) 第2回(43名) 第3回(33名)	
決算額	収入額	29,526円	支出額	29,526円
	内訳 受取補助金	29,526円	内訳 通信運搬費	16,795円
			会議費	12,731円

まちづくり事業報告 その2-①

事業名	2014安全・安心 防災「講演会」			
事業内容	演題「日々の安否確認から非常時への対応」 ～お互い様の町づくり～ 講師：竹林昌秀先生 (政策研究大学院大学 非常勤講師)			
	・話の要点 ○まず住民の間をつなぐ。絆が第一 方法：命見守り隊等(地域福祉推進委員会)で まずやってみる。 ○地域の地図づくりをみんなで共有。 (一人暮らしの家、消火栓、民生委員、看護師、医師、 消防OB、井戸、等を記号で地図に書き込む) ○みんな元気になるため、野菜を食べて歩こう。 ○健康のワーストから脱却しよう。 ○地域でキャッチフレーズをつくろう。 ○地域の過半数の参加で、地域を盛り上げよう。			
実施日時	平成26年2月15日(土) 13:30～15:30			
実施場所	高瀬町農村環境改善センター3階大ホール			
受益者	会員、自治会長, 一般	従事人数	60名	
決算額	収入額	35,000円	支出額	35,000円
	内訳 受取補助金	35,000円	内訳 諸謝金	35,000円

まちづくり事業報告 その2-②

事業名	2014安全・安心 防災（実技）講習会			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・講習内容 ○AEDの使い方 ○心臓マッサージのしかた ○炊き出しの作り方 ・日程 9：00～10：40 ○AEDの使い方 ○心臓マッサージのしかた 10：50～13：30 ○炊き出しの作り方、後片付け 			
実施日時	平成26年3月16日（日）9：00～13：30			
実施場所	高瀬町公民館、農村環境改善センター1階ピロティ			
受益者	会員、自治会長、 一般	従事人数	40名	
決算額	収入額	38,766円	支出額	38,766円
	内訳 受取補助金	38,766円	諸謝金	11,110円
			研修費	9,786円
			消耗品費	3,150円
			保険料	2,720円
			通信運搬費	10,000円
			修繕費	2,000円

まちづくり事業報告 その2-③

事業名	まちづくり推進隊高瀬 研修			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 観光バス ・参加対象者 まちづくり会員他 ・研修内容 研修① 上勝町おこしの全体説明とポスト彩の動きについて 研修② ゼロウェイスト見学、彩農業見学—農家・JA その他（上勝百貨店、一休茶屋他） 			
実施日時・場所	平成25年9月1日（日）8：00～20：00、徳島県上勝町			
受益者	まちづくり会員	従事人数	16名	
決算額	収入額	99,040円	支出額	99,040円
	内訳 受取補助金	99,040円	内訳 諸謝金	3,000円
			研修費(2,000×16)	32,000円
			保険料	1,440円
			賃借料	62,600円

まちづくり事業報告 その3 各自主事業（9つ）

事業名	1 男女共同参画	
事業内容	・講演会開催	
実施日時	25, 6/28 (金) 9:30~11:00	
実施場所	三豊市西館大会議室	
参加者・受益者	男女共同参画会員、まちづくり会員、一般他 (延人数111人)	
役務提供者	男女共同参画会員 (実人数 8人)	
	(延人数 111人)	
予算額 決算額	延べ人数の積算 ・活動日 (1日) ・人数 (111)	
	収入額 34,650円	支出額 34,650円
	内訳 受取補助金 34,650円	内訳 諸謝金 27,500円
		旅費交通費 7,150円

事業名	2 里山愛好会	
事業内容	・里山道整備、会合、事前調査、準備等	
実施日時	25年4/9, 10/30, 11/13, 11/14, 11/25, 11/28, 12/15, 12/20, 26年1/7, 3/6, 他12日間 それぞれ8:30~13:00半日及び1日余りをかけて整備	
実施場所	七宝山系登山道及び標識設置、大麻山登山道、鬼ヶ白山登山道	
参加者・受益者	里山愛好会員 (延人数 116人)	
役務提供者	里山愛好会員 (実人数 23人)	
	(延人数 116人)	
予算額 決算額	延べ人数の積算 ・活動日 (22日) ・人数 (116人)	
	収入額 505,289円	支出額 505,289円
	内訳 受取補助金 505,289円	内訳 諸謝金 83,100円
		消耗品費 382,847円
		印刷製本費 6,077円
		会議費 1,870円
		保険料 31,395円

事業名	3 楽しい農村づくり	
事業内容	・アートでたんぼ ・子どものたんぼづくり (米・芋) 等	
実施日時	25年4/15~4/19(5日), 4/22~4/26(5日)4/30, 5/7~5/10(4日) 5/13~5/17(5日)の20間、半日から1日かけて活動	
実施場所	高瀬町麻、南山自治会内のたんぼ、麻小学校近くのたんぼ他	
参加者・受益者	楽しむ農業会員、他有志 (延人数80人)	
役務提供者	楽しむ農業会員 (実人数 4人)	
	(延人数 80人)	
予算額 決算額	延べ人数の積算 ・活動日 (20日) ・人数 (80人)	
	収入額 80,000円	支出額 80,000円
	内訳 受取補助金 80,000円	内訳 諸謝金 80,000円

事業名	4 高瀬百景			
事業内容	・高瀬百景絵はがき作製、希望販売			
実施日時	25年6/5, 6/28, 8/29, 9/25, 9/27, 9/28, 9/29, 10/1, 10/2, 10/7, 10/29, 11/18, 12/16, 26年1/16, 1/20, 1/30, 2/3, 2/15, 2/27 の19日間他 それぞれ半日及び1日余りをかけて活動			
実施場所	高瀬町公民館、各分館、高瀬町農村環境改善センター、各現地			
参加者・受益者	高瀬百景実行委員会他 (延人数 148人)			
役務提供者	高瀬百景実行委員会 (実人数 10人)			
	(延人数 148人)			
	延べ人数の積算 ・活動日 (19日) ・人数 (148人)			
予算額 決算額	収入額	741, 886円	支出額	741, 886円
	内訳 受取補助金	241, 886円	内訳 会議費	3, 698円
	雑収益	500, 000円	消耗品費	114, 023円
			印刷製本費	619, 500円
			通信運搬費	4, 140円
			支払手数料	525円

事業名	5 健康づくり応援団			
事業内容	・健康講話 ・ヨーガ体操 ・鍼灸ツボ健康法			
実施日時	25年5/27, 6/28, 7/11, 7/22, 7/23, 7/29, 8/9, 8/23, 8/26, 9/13, 10/10, 10/29, 11/18, 12/25, 26年3/17, それぞれ半日程度活動			
実施場所	高瀬町公民館、各分館、子育て支援センター、自治会場他			
参加者・受益者	高齢者、幼児親子、一般他 (延人数337人)			
役務提供者	健康づくり応援団団員 (実人数 6人)			
	(延人数 337人)			
	延べ人数の積算 ・活動日 (15日) ・人数 (337人)			
予算額 決算額	収入額	71, 375円	支出額	71, 375円
	内訳 受取補助金	71, 375円	内訳 諸謝金	53, 000円
			消耗品費	18, 375円

事業名	7 麻城跡を守る会			
事業内容	・城跡地への山道整備他			
実施日時	25年6/1, 7/7, 11/3, 11/9, 12/20 のそれぞれ半日から1日の活動			
実施場所	市道から農道に入る区間			
参加者・受益者	檜谷自治会協力者 (延人数40人)			
役務提供者	檜谷自治会協力者 (実人数 8人) (延人数 40人)			
	延べ人数の積算 ・活動日 (5日)・人数 (40人)			
予算額 決算額	収入額	77, 973円	支出額	77, 973円
	内訳 受取補助金	77, 973円	内訳 諸謝金	59, 500円
			車両費	5, 000円
			消耗費	13, 473円

事業名	6 国市池を美しくする会			
事業内容	・池の浅瀬沿い整備・啓発看板設置他			
実施日時	25年6/27, 7/6, 8/9, 9/1, 10/13, 10/20, 11/9, 11/16, 12/1, 12/8, 12/17, 26年1/10, 1/11, 1/12, 2/9, 2/10, 2/13, 2/15 の18日間 それぞれ半日及び1日余りをかけて活動			
実施場所	国市池の浅瀬側 (南側) 他			
参加者・受益者	国市池を守る会会員他 (延人数 108人)			
役務提供者	国市池を守る会会員 (実人数 18人)			
	延べ人数の積算 ・活動日 (18日)・人数 (108人)			
予算額 決算額	収入額	334, 150円	支出額	334, 150円
	内訳受取補助金	334, 150円	内訳 諸謝金	75, 000円
			会議費	2, 028円
			消耗品費	73, 322円
			業務委託費	19, 800円
			賃借料	60, 000円
			購入資産	104, 000円

事業名	8 地域住民親交	
事業内容	・地区住民親睦ゴルフ大会、運営協議会他	
実施日時	25年10/15 (運営協議会), 11/7(大会), 11/22 (運営協議会), 12/12 (運営協議会), 26年 2/21 (運営協議会), 3/11 (大会)	
実施場所	会議 (高瀬町公民館)、大会 (琴平カントリークラブ)	
参加者・受益者	各地区運営協議員、大会各地区一般参加者他 (延人数 89人)	
役務提供者	各地区運営協議員 (実人数 7人)	
	(延人数 89人)	
予算額 決算額	延べ人数の積算 ・活動日 (6日)・人数 (89人)	
	収入額	30, 785円
	支出額	30, 785円
	内訳 受取補助金	30, 785円
	内訳 諸謝金	5, 000円
	内訳 会議費	1, 760円
	消耗品費	21, 090円
	印刷製本費	2, 135円
	通信運搬費	800円

事業名	9 地域伝統文化伝承	
事業内容	上高瀬の鬼ヶ臼山に纏わる伝統行事を次世代に引き継ぐ活動	
実施日時	25年12/22	
実施場所	民家と鬼ヶ臼山現地	
参加者・受益者	山奥自治会の鬼ヶ臼伝承会員他 (延人数 19人)	
役務提供者	山奥自治会の鬼ヶ臼伝承会員 (実人数 17人)	
	(延人数 19人)	
	延べ人数の積算 活動日 (1日)・人数 (19人)	
予算額 決算額	収入額	10, 000円
	支出額	10, 000円
	内訳 受取補助金	10, 000円
	内訳 諸謝金	10, 000円

(3) 市の移譲業務

事業名	自治会連合会高瀬支部事務局		
事業内容	高瀬町内の自治会長相互の親睦と助け合いを目的とする三豊市自治会連合会高瀬支部の事務を行った。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	高瀬町全域		
受益者	自治会長 142人	従事予定人数	事務員 2人
予算額	収入予定額 710,000円	支払助成金 710,000円	
	内訳 受取補助金 710,000円	内訳 自治会連合会高瀬支部(別会計) へ支払う(5千円×142自治会) 710,000円	

事業名	防犯灯管理		
事業内容	高瀬町内に設置された既存防犯灯の球切れ通報を受け、委託業者を通じて交換した。		
活動時期及び回数	通年		
活動場所	高瀬町全域		
受益者	高瀬町民	従事予定人数	事務員 2人
予算額	収入予定額 455,284円	支出予定額 455,284円	
	内訳 受取補助金 455,284円	内訳 修繕費 452,344円 支払手数料 2,940円	

事業名	交通安全キャンペーン		
事業内容	年に数回、交通安全週間に交通安全ペーンを実施した。		
活動時期及び回数	年に数回		
活動場所	国道11号線沿い		
受益者	高瀬町民他	従事予定人数	事務員 2人
予算額	収入予定額 12,495円	支出予定額 12,495円	
	内訳 受取補助金 12,495円	内訳 食糧費 12,495円	

決算監査報告書


団体又の名称 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高木 知巳 様

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成26年4月15日

団体の名称 まちづくり推進隊高瀬

監事 稲田 寛 印 

監事 市川 洋介 印 

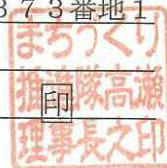
この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成26年4月24日

団体又は法人の所在地 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊高瀬

代表者の氏名 理事長 高木 知巳



決算報告書

第2期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊高瀬



香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

財 産 目 録

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

3,280,915

現金・預金 計

3,280,915

流動資産合計

3,280,915

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

93,600

機械及び装置

239,412

有形固定資産 計

333,012

固定資産合計

333,012

資産の部 合計

3,613,927

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

3,221,520

預り金 (源泉所得税)

58,970

流動負債 計

3,280,490

負債の部 合計

3,280,490

正味財産

333,437

貸借対照表

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	3,221,520
普通預金	3,280,915	預り金(源泉所得税)	58,970
現金・預金計	3,280,915	流動負債計	3,280,490
流動資産合計	3,280,915	負債の部合計	3,280,490
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構築物	93,600	前期繰越正味財産額	321,496
機械及び装置	239,412	当期正味財産増減額	11,941
有形固定資産計	333,012	正味財産計	333,437
固定資産合計	333,012	正味財産の部合計	333,437
資産の部合計	3,613,927	負債・正味財産の部合計	3,613,927

損益計算書

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金 9,837,480

【その他収益】

受取利息 424

雑収益 500,000

経常収益計

10,337,904

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費 19,800

諸謝金 442,210

印刷製本費(事業) 627,712

会議費(事業) 22,087

旅費交通費(事業) 7,150

車両費(事業) 5,000

通信運搬費(事業) 31,735

消耗品費(事業) 626,280

食糧費(事業) 12,495

修繕費(事業) 454,344

賃借料(事業) 122,600

保険料(事業) 35,555

研修費 41,786

支払手数料(事業) 3,465

支払助成金 710,000

その他経費計 3,162,219

事業費計

3,162,219

【管理費】

(人件費)

給料手当 3,886,127

役員報酬 1,380,000

役員議事報償費 273,000

アルバイト給料 21,000

法定福利費 522,858

人件費計 6,082,985

(その他経費)

印刷製本費 123,785

会議費 10,425

旅費交通費 1,840

車両費 86,420

車両燃料費 19,144

通信運搬費 142,515

消耗品費 342,872

修繕費 500

損益計算書

まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

諸謝金	23,000	
賃借料	5,000	
新聞図書費	24,805	
減価償却費	92,483	
保険料	104,110	
リース料	103,020	
支払手数料	840	
その他経費計	<u>1,080,759</u>	
管理費計		<u>7,163,744</u>
経常費用計		<u>10,325,963</u>
当期経常増減額		11,941
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		11,941
経理区分振替額		<u>0</u>
当期正味財産増減額		11,941
前期繰越正味財産額		<u>321,496</u>
次期繰越正味財産額		<u>333,437</u>

全 役 員 名 簿
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	高木 知巳	高瀬町上麻350-1	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年4月1日～平成26年3月31日
副理事長	森 英司	高瀬町羽方954-5	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年4月1日～平成26年3月31日
副理事長	大平 淳子	高瀬町上高瀬1952-7	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年4月1日～平成26年3月31日
理事	亀井 良二	高瀬町新名927-4	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	中西 節夫	高瀬町下勝間1959	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	豊嶋 憲一	高瀬町上勝間2229	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	高瀬町比地2608	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	松本 鐵也	高瀬町比地中1326	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	高嶋 和弘	高瀬町比地2585	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	近藤 光子	高瀬町羽方2044-29	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	河野 博	高瀬町上麻767	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	川江 秀樹	高瀬町下麻1000	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
監事	稲田 覚	高瀬町下勝間2466	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年4月1日～平成26年3月31日
監事	市川 洋介	高瀬町上高瀬2067	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年4月1日～平成26年3月31日

まちづくり推進隊高瀬 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、次条に掲げる各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に資する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係諸団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市高瀬町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した小学生以上の個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した団体若しくは法人、又は香川県三豊市高瀬町外に在住する小学生以上の個人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市高瀬町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の職務及び報酬
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員報酬等は、第17条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

本書は、当団体の規約に相違ありません。

団体又は法人の所在地	三豊市高瀬町下勝間2373番地1
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊高瀬
代表者の氏名	理事長 高木 知己

